

# 写真の著作権保護期間をめぐる議論

－戦後の著作権法全面改正と写真家の活動

Photography & Copyright, 1950-1970

: The Legislative Process and Photographers' Activities regarding the Term of Copyright Protection for Photographic Works in the Comprehensive Reform of the Japanese Copyright Law

粟生田 弓: 1・4・6.を担当\*、酒井 麻千子: 1・2・3・5・6.を担当\*

Yumi Aota\*, Machiko Sakai\*

## 1. はじめに

写真は画像生成の瞬間を撮影装置＝カメラが支配し、レンズを通して現実に存在する対象を写し撮るといった技術的特性を有する。著作権法の歴史において、写真はその技術的特性から絵画や版画等の他の創作物とは異なる扱いを受けてきた。例えば、1899年に制定された日本で最初の著作権法(明治32年法律第39号。以下、現行著作権法と区別するため「旧著作権法」という。)では、作者の生存中及び死後30年間という一般的な著作物の著作権保護期間(以下単に「保護期間」という。)と比べ、写真の保護期間は非常に短い(発行の翌年から10年間)といった違いが存在した。

しかし戦後、旧著作権法を全面改正して1970年に制定された現行著作権法(昭和45年法律第48号)では、写真の保護期間は同法55条により公表後50年間存続すると規定され、大幅に延びた。とはいえ、一般的な著作物の保

護期間(作者の生存中及び死後50年間)と比べると依然として短い。いかなる議論を経て1970年の著作権法の規定に至ったのか、そしてなお他の一般的な著作物と異なる保護期間とされた根拠は何だろうか。諸外国の法律や国際条約との関係もさることながら、国内の立法担当者や法学者は、保護期間の規定を検討する中で写真をどのように捉えたのか。当事者である写真家らは、著作権法全面改正にどのように関与し、自らの主張を展開したのか。さらに、写真は表現としての可能性が追求されただけでなく、客観的で科学的な記録を産出するものとしても重要な役割を担っており、多様な分野や用途に用いられてきた。その意味で、写真を利用する立場の人々、例えば、新聞社、出版社、印刷会社等は、写真についてどんな言及をしてきたのか。

以上のような問題関心から、本稿は、主に戦

\* 東京大学大学院情報学環

キーワード: 写真、日本著作権法、著作権保護期間、日本写真家協会、日本写真史

後から1970年の現行著作権法制定までを対象に、旧著作権法全面改正作業の過程で展開された写真の著作権に関する多様な論点のうち、保護期間をめぐる議論に着目し、文部省の審議会及び国会で、あるいはその外で展開された議論を検討する。そして、全面改正の過程で写真は著作権法の中でどのように位置づけられたのか、一方で、写真著作物の著作者である写真家は、著作権法における写真の位置づけをいかに理解し、自らの主張を展開しようとしたのかを明らかにすることを目的とする。その際に特に注目するのが、全面改正作業の過程でしばしば登場した「芸術写真」というキーワードである。当時の議論では、しばしば「芸術写真」というワードが—他の写真ジャンルとの区別を示すものとして—登場する。全面改正作業に携わった人々は、この言葉を通じて写真をいかに捉えていたのか、当の写真家たちは、この言葉をどのように受け止めていたのか、その一断面を示すことで、写真の著作権の争点を考えてみたい。

本稿は以下の構成をとる。まず2. で、旧著

作権法における写真著作権の取扱いを確認し、1950年以降、著作権法全面改正に向け文部省の審議会及び法案策定過程で提示された写真の保護期間に関する規定とその立法趣旨をまとめる。次に3. で、審議会や法案策定と並行して提示された著作権法学者や関係団体等の意見を検討する。そして4. では、写真家団体である1950年に設立された日本写真家協会（JAPAN PHOTOGRAPHERS SOCIETY（当時）<sup>1</sup>、JPS）の設立経緯を辿り、JPSを中心に写真家団体が旧著作権法全面改正に向けてどのような活動を行い、主張を展開したのかを分析する。5. では、国会における法案審議を検討し、写真と他の著作物との間で異なる保護期間とすることについてどんな議論がされ、一応の決着がついたのかをみる。最後に6. で、これまでの議論をまとめる。

旧著作権法から1970年の全面改正に至るまでの立法過程を年表にまとめた。以下、この年表に沿って検討を行う。

表 著作権法全面改正に向けた立法過程

(Fig. The legislative process of the comprehensive reform of the Japanese Copyright Law)

年	法律	保護期間（一般）	保護期間（写真）	審議会・国会等の開催等
1899.3.4	旧著作権法（法律第39号）公布	生存中+死後30年	発行後10年	
1950.8.17				著作権法改正案起草審議会設置
1953.4.8				著作権制度調査会設置
1962.4.1				著作権制度審議会設置
1962.4.5	著作権法の一部を改正する法律（法律第74号）公布	生存中+死後33年		
1962.9～				各小委員会審議開始

1963.11.4		(生存中+死後50年)	(芸術写真は公表後50年、営業写真等は公表後10年、その他の写真は公表後25年)	各小委員会中間報告
1965.5.18	著作権法の一部を改正する法律(法律第67号)公布	生存中+死後35年		
1965.5.21		(生存中+死後50年)	(公表後50年)	各小委員会審議結果報告
1966.4.20		(生存中+死後50年)	(公表後50年)	著作権制度審議会答申提出
1966.7.15				答申説明書提出
1966.10		(生存中+死後50年)	(公表後50年)	文部省文化局「著作権及び隣接権に関する法律草案(文部省文化局試案)」公表
1967.7.27	著作権法の一部を改正する法律(法律第87号)公布	生存中+死後37年	発行後12年	
1968.4.2				著作権法案の第58回国会提出を閣議決定(国会提出に至らず)
1969.4.18				著作権法案を第61回国会に提出(審議未了)
1969.12.8	著作権法の一部を改正する法律(法律第82号)公布	生存中+死後38年	発行後13年	
1970.2.27				著作権法案を第63回国会に再提出、同日衆参両院文教委員会付託
1970.3.11~				衆議院文教委員会
1970.4.9				同委員会にて議決(附帯決議あり)
1970.4.10				衆議院本会議にて可決
1970.4.14~				参議院文教委員会
1970.4.28				同委員会にて議決(附帯決議あり)
1970.4.28				参議院本会議にて可決、成立
1970.5.6	著作権法(法律第48号)公布	生存中+死後50年	公表後50年	

## 2. 旧著作権法における写真の保護と全面改正への流れ

旧著作権法は明治後期の1899年に制定され、大正から昭和にかけて何度か部分的な改正がされたが、著作物利用技術の進展に伴い全面的な改正の必要性が1930年以降政府当局及び学説において意識されていた(榛村 1936: 273)。改正作業は第二次世界大戦の開始により進まなかったが、戦後全面改正に向けて審議会が設置され議論が進められた。2. では、旧著作権法

### 2.1 旧著作権法の写真保護規定

旧著作権法で、写真は著作物の1つとして例示列挙された(同法1条)。旧著作権法の立案担当者である水野鍊太郎は、諸外国では、「写真モ亦精神的の勞力ノ産物ニシテ其撮写装置ノ配合ニ於テ美術的思想ヲ発現スルモノナレハ之ヲ美術著作物トスルヲ至当ナリ」とする見解が一般的となっていることから、本法でも欧米諸国の多数の立法例にならい写真を美術的著作物とし、1条に列記したと解説している(水野 1899: 78)。他方で、写真の保護期間については、

の写真の保護に関する規定とその立法趣旨を確認した上で、戦後の全面改正作業において審議会・法案の策定過程で示された写真関連規定の改正案をみる。なお、全面改正に関する議論の網羅的検討は紙面の都合上難しいため、本稿で論じるに必要な限度で取り上げることとし、詳細は別の機会に譲る。

他の一般的な著作物(著作者の生存中及び死後30年まで)と比べて著しく短縮され、発行の翌年から10年間とされた(同法23条)。この点について水野は、写真が単に光線と舎密(筆者注: 化学のこと)の作用によって製作するものであり、他の著作物と比べて多くの労力を必要としないことに加え(水野 1899: 95; 水野 1974: 123)、永久に存在を保つものでもない(水野 1974: 123)ことから、期間を長くする必要がないと説明した。

### 2.2 旧著作権法全面改正に向けた1950年代の議論と国際条約との関係

戦後、著作権法全面改正に向けて、著作権法を所管する文部省では1950年代に2回、1960年代に1回、審議会が設置され、改正に向けて議論が進められた。1950年8月に設置された著作権法改正案起草審議会及び1953年4月に設置された著作権制度調査会では、いずれも写真に関して特段の検討はされていないようであるので、本稿では割愛する。

国際条約との関係では、1948年にベルヌ条

約がブラッセルで改正されている。日本は当時占領下にあり、改正会議にはオブザーバーとして出席しており、また改正条約加入には大幅な法改正を行う必要があった。ただし写真の保護期間に関しては、ブラッセル改正後のベルヌ条約7条3項で「保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる」と定められ、旧著作権法のように一般の著作物と比べて短い保護期間を設けることに支障はなかった。

また、1952年にユネスコで万国著作権条約が成立した。この条約は、アメリカをはじめとするベルヌ条約非加盟国も国際的な著作権保護に関する基本的合意に参加できるようにするこ

とが目的で、日本は1956年に批准した。写真については、同条約4条で最低10年の保護期間を設けることが求められていた。

### 2.3 著作権制度審議会（1962年～1966年）における議論

著作権法の不備が増大し、技術発展に伴う時代の要請に応じることが難しいことや、ベルヌ条約への加入に向け国内法の整備が必須であること、さらに関係団体から著作権法改正の要望が強まったことを踏まえ、1962年4月、文部省は文部省設置法の一部改正によって著作権制度審議会を設置し、著作権法全面改正へ向けた作業が本格的に開始された。審議会委員には当初30名が任命され、著作権法学者、弁護士等の実務家のほか、評論家・劇作家、日本文芸家協会、日本美術家連盟等といった作家の職能団体の代表者、日本書籍出版協会等の業界団体の

代表者、電機メーカーの関係者等、幅広く任命されたが、写真関係者は含まれていない（文部省1966:317-318）。

同年5月16日、文部大臣より著作権制度審議会会長宛で諮問第一号が発出され、同日開催された第1回著作権制度審議会では文部省社会教育局長から諮問の説明があり、写真を含む各種著作物の保護期間を検討する必要があるとされた（文部省1966:1-11）。同年9月以降は第一から第五までの小委員会を設け、それぞれ活発な審議を行った。

#### 2.3.1 第二小委員会での写真関連規定に関する議論

写真に関する議題は第二小委員会（美術）に割り当てられた。当初の第二小委員会の構成員は、内閣法制局等の省庁関係者3名のほか、商法・著作権法学者である東季彦、国立近代美術館館長稲田清助（小委員会主査）、評論家浦松佐美太郎、東京芝浦電気株式会社常務取締役玉置敬三、日本書籍出版協会会長・講談社社長野間省一、文芸家協会理事長丹羽文雄、美術家連盟理事長益田義信等の10名だった（文部省1966:321）。

写真関連の議題は第四次審議事項として、第9回（1963年5月10日）に説明資料が配られ、特に第11回（同年6月27日）及び第12回（同

年7月11日）に審議された。第11回の審議では、旧著作権法の様々な写真関連規定に関する論点が審議事項として挙げられたが、本稿との関係では、以下の2つの論点が検討された。第一に、保護すべき写真につき、いわゆる芸術写真等、美術的価値を有するものに限定する考え方をとるか、あるいは報道写真、記録写真、学術写真、肖像写真等を含め、広く文芸、学術および美術の範囲に属するものを保護するという考え方をとるかという問題が提起され、個々の写真について具体的に美術的価値を判定することは極めて困難な問題であり、一応の結論として、後者の考え方をとることが適当とされた（著

著作権使用者団体協議会 1963: 68)。第二に、写真の保護期間については、文書等と同様に原則著作者の死後50年とするのは長すぎるというのが大方の意向だったようである(著作権使用者団体協議会 1963: 70)。芸術的な写真は絵画等と同様に取り扱ってよいのでは、という意見もあったが、芸術的か否かを判定することは困難であるとの指摘がなされ、広く文芸、学術および美術の範囲に属する写真を保護する場合、公表後25年から30年程度が適当という意見が出された(著作権使用者団体協議会 1963: 70)。

第12回の審議では、写真関係者として今井滋、伊藤知巳、大東元、丹野章、横内辰男、渡辺義雄の計6名が参考人として出席し、意見聴取がなされた(文部省 1966: 324)。本稿に関連する点では、小委員会の構成員と参考人との間で以下のようなやりとりがなされた模様である<sup>2</sup>。まず、①保護を受ける写真を芸術写真に限定するか、あるいは報道写真・記録写真・学術写真・肖像写真等を含め広く写真を保護するか、後者の場合も保護の仕方を芸術的な写真とそれ以外で分ける考え方がありうるか、という質問に対し、参考人からは、報道写真や記録写真という「便宜上の区別」は判然としにくく、報道の役割を果たした写真が記録写真として、あるいは芸術的価値が高いといわれる可能性があり、「写真の持続的に持つ価値を区別して限定することは困難な場合がある」ため保護の仕方を区別しないことを望むという回答があった(文部省 1963: 40)。次に、②芸術的価値がある写真と記録的価値が優勢な写真で保護期間に差異を設ける考え方がありうるか、という質問に対して、「芸術性と記録性、芸術的価値と記録

的価値の判断は極めて困難」で優れた写真ほど両者が一体であると答え、「当時の評価だけでは容易に将来の見通しは立ちがたいので両者とも同格に扱って長く保護されるべきと考える」とした(文部省 1963: 44)。さらに③保護期間の起算点を発行時とする考え方についての質問に対して、一般著作物が死後起算であるのに写真のみ発行あるいは種板製作の翌年からという起算方法の不公平があるのは今日では了解しがたく、むしろその確かな理由を学識者より承りたいとし、格差を撤廃して改正されるよう要望するとの回答がなされた(文部省 1963: 44-45)。

第二小委員会は第14回までの検討をとりまとめ、同年11月4日に第5回著作権制度審議会で小委員会主査による中間報告を行った。中間報告では、保護を受けるべき著作物として、「いわゆる芸術写真等美術的価値を有するものに限定するという考え方ではなく、広く文芸、学術および美術の範囲に属する写真について、著作物としての保護を検討する」(文部省 1966: 120)こと、保護期間は公表時を基準として計算し、「いわゆる芸術写真等については五十年、営業写真等については十年、その他の写真については二十五年程度とすることが適当と考えられる」とした(文部省 1966: 121)。

その後も議論は続けられ、最終的に、1965年5月17日の第7回著作権制度審議会で、第二小委員会主査から審議結果報告がなされた。審議結果報告では、保護を受けるべき著作物として、写真は「機械的操作によって作成されるもの」で「本来、一般の著作物に比してかなり異なるところがある」とし、今日の技術進歩により写真撮影自体は容易になっていて、諸外国

の立法例でも写真を一般の著作物とは別に取り扱っているものがあるとする（文部省 1965b: 13-14）。しかし、保護すべき写真を芸術写真等の美術的価値の顕著なものに限定することは極めて困難で、学術的価値の高い写真も保護すべきであることから、写真を「著作物の一の独立の範疇として取り扱」い、精神的な創作物である写真はすべて写真的著作物として保護すべきものと考えたとした（文部省 1965b: 14）。そして保護期間については、「多くの場合、絵画、彫刻等よりも短い保護期間を定めることにより、写真の記録としての利用を社会に開放することが適当」としつつ、公表後 10 年という現行法制の維持は、他の著作物の保護期間が延長

される場合均衡を失うとした（文部省 1965b: 33）。また、芸術的または学術的価値の高い写真の保護期間を、登録制度等を用いて他の写真よりも延長するという考え方も採りうる<sup>3</sup>が、登録制度の採用は問題があり、また著作物としての要件を備える写真について芸術的・学術的価値に関する要件を加重することは適当ではないとして、「写真的著作物の保護期間は一律に定めることとし、その期間は、公表の時を基準として五十年とすることが適当である」とした（文部省 1965b: 33-34）。この第二小委員会の報告も含め、各小委員会の審議結果報告は公表され、広く関係団体の意見が求められた。

### 2.3.2 著作権制度審議会の答申と答申説明書

著作権制度審議会は、関係団体から寄せられた意見を参考にしつつ審議を重ね、最終的な結論をまとめて 1966 年 4 月 20 日、文部大臣に答申を提出した（文部省 1966: 12）。写真については、「それが精神的な創作物である場合は、学術または美術のいずれの範囲に属するかを問わず、写真の著作物として保護される」（文部省 1966: 19）とし、著作物たる要件を満たした写真は保護客体になることを示した上で、その保護期間は公表後 50 年で消滅するものとした（文部省 1966: 36）。

同年 7 月に提出された答申説明書では、写真が機械的操作により作成されるため一般著作物とかなり異なるところがあるとしつつ、美術的・学術的価値の高い写真に限定する等の要件の加重は適当ではないとした（文部省 1966: 55）。保護期間については、他の著作物との均衡をはかるため公表後 50 年に延長しつつ、従来が 10 年間だったことや写真の記録としての側面に鑑み、なるべく早く社会に開放することが望ましいという理由から、公表時基準にしたと説明した（文部省 1966: 84）。

## 2.4 文部省文化局による著作権法草案（1966 年）

著作権制度審議会の答申に基づき、文部省文化局著作権課が中心となって法文化作業が進められた。文部省は 1966 年 10 月 22 日、「著作権及び隣接権に関する法律草案」（文部省文化局

試案、以下「文化局試案」という。）を著作権制度審議会に報告し、同日一般にも公表して関係者の意見を求めた（文部省文化局 1966）。

文化局試案 71 条では、写真の保護期間につ

いて、「写真の著作物の著作権は、その写真の著作物の公表時から50年を経過したときは、消滅する。」と規定された。

文化局試案の内閣法制局審査に向け作成された「著作権及び隣接権に関する法律草案コメント」(以下「草案コンメ」という。)では、文化局試案71条の立法経緯につき詳細な記述がある(調査研究委員会2021: 500-506)。草案コンメでは、写真の著作物の保護期間を公表後50年間としたのは一般著作物の保護期間を延長することに伴うものであると説明した(調査研究委員会2021: 500)上で、保護期間の起算点を著作者の死亡時ではなく公表時とした理由について、以下の5点を挙げた。すなわち、①「機械的、操作と化学的作用によって作成される……からその精神的独創性の程度において一般の著作物とはその性質を異にするものがあると考えられ」、従って、保護期間を一般著作物と「全く同一に取り扱うことは適切ではない面があると考えられる」こと、②写真の著作物は「その記録的価値に着目して利用されるものが

多く、その記録としての利用をなるべく早く社会的に開放することが望ましい」こと、③写真の著作物は、一般著作物と異なり「その著作者名が表示されているものが少なく」、当初の公表時等に著作者名が表示されていたとしてもその後の利用で写真著作物の複製物の全てに著作者名表示を要求するのは「現在の社会的慣行からして容易とはいいがたい」ため、死亡時を起算点にすると利用者による保護期間判断が困難になること、④映画の著作物は個人の著作名義でも全て公表後50年であり、それとのバランスを考慮する必要があること、そして⑤ベルヌ条約上も写真と一般著作物で保護期間は異なり、各国立法例でも写真につき一般著作物よりも短い保護期間を定める例が多数であること、である(調査研究委員会2021: 500-501)。

文化局試案は5次にわたって修正作業が行われたのち、内閣法制局の審査を終えて法律案の成案を得るに至り、同年4月2日、著作権法 of 法律案が閣議決定され、国会への提出・法案成立へ向けて進むこととなった。

## 2.5 写真の保護期間暫定延長(1967年)に関する国会審議

全面改正作業は多方面に影響の及ぶ重大事項で、相当の期間を要することが予想された。その間に保護期間が満了してしまう著作者の救済のため、暫定的に保護期間を延長する著作権法の一部改正が、1962年(一般著作物につき暫定3年延長)及び1965年(一般著作物につき暫定2年延長)になされた。その後1967年中に全面改正を行うことが難しくなったため、さらに保護期間の暫定延長を図る必要が生じた(国立国会図書館1970: 29、31)。

これまで写真は保護期間の暫定延長措置の対象となっておらず、1967年3月に内閣より提出された暫定延長に関する当初の法案にも写真は含まれていなかった。しかし、全日本写真著作者同盟を中心とする写真関係者から国会議員等への陳情が積極的に行われる中で、第55国会では、写真についても保護期間を暫定延長すべく議論がなされた。

特に参議院では、文部省の立案担当者と国会議員との間で、激しい質疑が交わされた。同年

3月22日に参議院文教委員会へ著作権法の一部を改正する法律案が付託され、同年4月18日に同委員会で提案理由説明がなされたのち、同年5月11日以降、質疑がなされた。質疑では、写真を暫定延長の対象に含めない理由について与野党の委員から質問が飛んだ。政府側説明員である文部省文化局審議官の安達健二の回答をまとめると、写真を暫定延長の対象としない理由として、①今回の暫定延長は前回・前々回で対象とした著作物に関する特別な立法措置を継続する趣旨である点、②写真は他の著作物と比べ国際的な保護基準が不明確な点、③写真を延長すると団体名義の著作物との間で不均衡が生じる点、④写真家団体が暫定延長を要望する一方で、出版社等写真の使用者側からは強い反対意見が出ており、全体の利害を考慮する必要がある点等が挙げられた（参院文教委 1967a: 14）。しかしこれに対しても、日本社会党の鈴木力委員や小野明委員から、写真と団体名義著作物を両方暫定延長すれば良い、使用者側の意見や国際情勢を鑑みても2年間の暫定延長は問題ないといった意見が出された（参院文教委 1967b: 11; 参院文教委 1967c: 5, 7）。

最終的に、法案修正の用意について議員から質問された際、政府委員から衆参両院で意見を一致させるよう政党間の手続を進め、修正を行う方向性が示されたことで、同年5月25日の

## 2.6 まとめ

全面改正へ向けた文部省での審議及び著作権法案立案過程を鑑みると、写真著作物の保護期間を旧著作権法の規定（発行後10年）から延長すること自体は、他の著作物の保護期間を延

討論に際して、各党各派の話し合いでまとまった修正案が提出され、写真とともに団体名義の著作物を2年暫定延長する規定が提案された（参院文教委 1967d: 1）。この修正案を含めて同委員会では著作権法の一部を改正する法律案を全会一致をもって修正議決すべきものと決定され、同月27日の参議院本会議で、同法律案は全会一致をもって委員会修正どおり議決された（参議院 1967: 236-237）。衆議院では、参議院で修正議決された法律案の審議が進められ、7月21日の衆議院本会議で可決された（衆議院 1967: 21）。著作権法の一部を改正する法律（法律第87号）は同27日に公布され、写真の保護期間は発行後12年に延長された。

写真の暫定延長に関する参議院文教委員会の質疑では、文化局試案で写真と他の著作物で保護期間が異なる根拠についても質問がなされており、これに対して、安達説明員から写真は「いわばシャッターを押すという一種の機械的操作」で行われる点や偶然的な要素が加わる点等、「機械的と科学的（原文ママ）な作用によってできる」ため、「一般の著作物に比して精神的な創作性の程度が低い」という観念が一般的にある、写真の記録的性質から社会公共のために早く自由にすべきといった点から公表時起算とした、といった回答（参院文教委 1967b: 5）がなされている点も注目される。

長することとの均衡を図るために是であると捉えられた。他方で、写真の保護期間を他と比べ短くする根拠として、旧著作権法制定当初から一貫して写真の技術的特性、つまり機械的操作

によって写真が作成されるという点が挙げられている。また、写真の記録的側面から、写真は早く社会に開放し自由利用されるべきであるとの意識も見受けられる。これらの点は、写真の保護期間暫定延長をめぐる国会審議での立案担当者の回答にも端的に現れており、著作権法立案担当者の考え方の基底にあったと考えられる。また草案コンメにあるように、上述の点に加え、当時の写真発表・利用の慣行、条約・諸外国の立法例、そして映画という同じくカメラ

を用いて製作される著作物とのバランス、といった様々な観点を考慮しつつ条文案が定められたことがわかる。

また、芸術写真と報道写真等それ以外の写真を区別し、保護期間に差異を設ける方針が当初示されていたが、芸術か否かを判断することの難しさ及び実際の保護方法の問題から、一律で保護期間を公表後50年とする方針が示され、以降の答申や草案でも踏襲された。

### 3. 写真の保護期間をめぐる著作権法研究者・関係団体等の意見

旧著作権法で写真の保護期間が短く規定されたことに関する法解釈や、全面改正を見据えた立法のあり方について、著作権法研究者の間では様々な見解が提示された。

また、特に2.3の著作権制度審議会以降、その議論過程で折に触れ関係団体からの意見を求

める機会が設けられ、関係団体から提出された意見書は随時集録・公開された。写真の保護期間に関する意見は、写真家団体からだけでなく、出版・雑誌・印刷に携わる業界団体からも提示されている。3. ではこれらの見解を検討する。

#### 3.1 著作権法研究者による見解

写真をその技術的特性から絵画等の他の一般的な著作物と区別し、写真の保護期間が短いことを正当化する考え方は、戦前からの著作権法学説における通説であった<sup>3</sup>。すなわち、写真は他の著作物と比べて「作成に……労力を費すこと比較的に少い」（榛村 1936: 169）、「其の創造的精神活動が比較的高度でない」（城戸 1943: 66）ため、保護期間の短縮は当然であると捉えられたのである。これらの理由に加え、写真は外界の現象を自然科学的な正確さでもって再現したものだから、「なるべく公共の利用を可能ならしめる必要がある」（勝本 1940: 132）こと

を保護期間短縮の根拠に挙げるものもあった。

1950年から始まった著作権法改正案起草審議会では、著名な著作権法研究者である勝本正晃及び城戸芳彦が作成した法案（それぞれ、勝本試案、城戸私案と呼ばれる。）が資料として提出され、審議の参考とされたが（勝本 1949; 城戸 1950）、そこでも旧著作権法の規定に則って、写真の保護期間を10年間とすることが基本路線であった。

ただし、勝本試案では、「今日芸術写真には非常に高度なものが現われている」ことを踏まえ、いわゆる芸術写真については「一般の美術

作品同様に、一般の保護期間に均霑せしめる」とした（勝本 1949: 140）。「芸術写真」として勝本がどのような写真を想定しているかは判然としないものの、1965年頃の講演では「普通初歩の写真屋が自分の持っているカメラでパチパチ写した」のではない写真、つまり、「芸術家が芸術品を作ると同じような努力によってでき」る、「いろいろ手を入れたりほとんど描くのと同じように、尖筆画のように手を入れた写真」、「非常に美術価値が多い」写真といった説明がある（勝本 1974: 522）。

また、専優美は旧著作権法の逐条解説において、「著作権法の立法当時と今日においては写真技術の発達においては雲泥の差があり、他の美術的著作物に比し遜色なき独創性を有するものもある」と指摘し、写真に独創性がないという理由で一概に短期間の保護を与えることは今

### 3.2 写真家団体からの主張

写真家団体は、4. で検討する JPS を中心に、写真の保護期間を他の著作物と同様に著作者の生存中及び死後 50 年に改正すべきであるとする見解を一貫して主張し、数次にわたり意見書・要望書を提出した。1962年4月30日付で提出された日本写真家協会（会長：渡辺義雄）からの意見書「著作権制度の改正に関する意見問い合わせに対する回答」では、写真は近年の技術進歩により半永久的保存に耐え、また「写真はシャッターを押せば写るという機械的・皮層的・偶然的観察によって、他の文芸・美的その他の著作物と較差をつけるのは時代おくれの考え方」と主張した（文部省 1962: 25）。

また、1963年12月1日、大阪府写真師協会・

日において正当でないとした（専 1961: 193）。また、写真は「すでに外界に存在する風景や物体を単に再現するだけの操作」なので「一般の著作物の作成に比して比較的労力を費やすことが少ないから」保護期間が短いとされるが、「芸術写真の観念が高度に発達した現在、この点は、疑問が提出されている」と指摘する見解もある（山本 1969: 247）。

以上のように、戦後の著作権法学説においては、一律で写真を機械的操作の産物であるため労力が少ない、と捉えず、単に機械的操作によって作成されたとはいえない、より厚い保護を必要とする写真が存在することへの理解が進んだといえる。他方で、あらゆる写真がそうであるとは考えておらず、その技術的特性、撮影の手軽さ、記録的側面を考慮する視点は根強く残ったと考えられる。

関西写真家連合協会・全日本写真連盟・東京写真事業協同組合・日本広告写真家協会・日本写真家協会・社団法人日本写真協会・社団法人日本写真文化協会・日本肖像写真作家協会・日本報道写真連盟の連名で出された意見書及び要望書では、前述の第二小委員会での参考人意見の補足に加え、保護期間に関する補足意見がある。まず、第二小委員会の中間報告で、芸術写真等、営業写真、その他の写真で保護期間を分けたことについて「实际的、専門的には不明瞭のものが多い」（文部省 1963: 39）とした。また保護期間について、今日の技術ではネガや印画の保存は問題なく、「元来永久不変の造形はないので、今日その保存性から差をつけられる

理由は全く根拠薄弱である」(文部省 1963: 47) こと、公益の観点から著作権は短くて良いという意見に対しては、写真撮影には各人の考え方、見方、撮影方法によって様相の違う作品が制作され、1つの仏像を撮影しても決して同一の写真はできないこと(文部省 1963: 47)、写真の利用者の中には公益の名の下に写真家に使用料を払わない事態が生じていることを指摘した(文部省 1963: 48-49)。さらに、1965年3月27日付で前述と同じ写真家団体の連名により「写真の保護期間についての要望書」が提出され、第二小委員会での審議経過をみると写真の保護期間は公表後25年の意見が多数とのことだが、個人著作である写真になぜ著しい格差を残すのか真意を知るに苦しむとして、一般著作物との格差撤廃を希望し、次善策で保護期間を死後起算とすることを望むとした(文部省 1965a: 36)。

1965年5月の小委員会審議結果報告に関する意見募集に際しては、同年8月31日付で全日本写真著作者同盟が「著作権法中写真の扱いに関する改正についての要望書」を提出し、①写真は機械的操作により作成される、②写真機の技術的進歩により写真撮影自体容易になっている、という審議結果報告での指摘に対し、①については、写真は写真家の創意に基づいて造形され、単に機械的操作のみに依存するとは限らないこと、②については、他分野の器具や用

### 3.3 写真の利用者側からの主張

他方で、写真を利用する立場になることが多い出版社や印刷会社等からは、写真が機械的操作によって作成されるという特殊性に鑑みた検

具の進歩も同様であると主張した(文部省 1965c: 61)。また、写真の記録としての利用を社会に開放するため短い保護期間にした、という審議結果報告に対し、写真は単純な事実、事物の記録にとどまらないものであり、写真著作物の保護は短い方が良いという声は多分に私益の立場からの要望であると主張し、保護期間を他の一般的な著作物と同等に定めるよう要望した(文部省 1965c: 60-62)。

1966年4月の著作権制度審議会答申に対する意見としては、全日本写真著作者同盟から、一般的な著作物と異なる保護期間とすることに対して、「およそ手段、方法を異にする著作物相互の間において、それぞれ、かなり異なる事情があるのは当然」で、「単に写真及び映画のみが異なるもの」ではないとした(文部省 1967: 25)。また、写真が現実に存在する事実を対象にすることを保護期間短縮の理由に掲げた点については、あらゆる創作手段は現実的存在及び現実的経験の選択・総合から成り立っており、抽象的表現のみが著作物であるような考え方は納得できないとした(文部省 1967: 25-26)。諸外国の事例の参照においても、写真表現に関して進歩発展を遂げているフランスやアメリカで、写真と他の著作物で異なる取扱いをしていないことを重視すべきであるとした(文部省 1967: 26)。

討が必要であるとの主張がなされた。

例えば、日本書籍出版協会や日本雑誌協会は、そもそも一般著作物の保護期間につき現状

維持でよいとした上で、写真の特殊性から、著作物となる写真とそうでないものを区別する基準を設ける必要があり（文部省 1965c: 139, 153; 文部省 1967: 45）、保護期間は一般著作物の保護期間に対し比較的短期とされることが当然との意見を提出した（文部省 1965c: 139）。特に写真の保護期間が公表後 50 年とされたことに対しては、かなり強い反対意見が展開され、撮影時や製作時から 20 年といったより短い保護期間とすべきことが主張された。その理由として、写真の特性からみて長期に過ぎること（文部省 1967: 222）、一般に著作者名も著作年月も明示されないことが多く、確認に苦慮すること（文部省 1967: 47）、一気に 5 倍に延長されると急激な変化が生じ、使用関係に混乱を生じさせる（文部省 1967: 222-223）こと、他国の多くも発行または製作時から 20 年ないし 25 年であること（文部省 1967: 224）等が挙げられた。

また、日本教科書協会は、文化局試案に対し、写真は著作物として保護の対象になるものとして、そうでないものの区別が難しい点を挙げ、保護期間についても「使用の現状」を考え 20 年程度が適切であると考えたとした（文部省 1967: 249）。同様に、日本民間放送連盟も「写真著作物の特殊性」に鑑み 20 年が適当とした（文部省 1967: 213）。

#### 4. 著作者としての日本写真家協会の活動

これまでみてきた通り、写真著作権はその保護期間において、他の著作物と区別される状況に対し立案担当者や利用者団体からは賛成の意見がみられた。一方で、著作者である写真家の

さらに日本印刷工業会は、著作物は「一般社会に還元さるべき社会財産の性質」を有すと考えられることから、保護期間を一般著作物含めて現行法どおりとすることが妥当とした（文部省 1967: 257）。特に写真は、著作物といっても他の著作物とは異なり「機械を通した上での創作物」であり、特に近年の技術進歩や、「写真のもつ決定的にして絶対的な使命である記録性、報道性」に鑑みても、「出来るだけ早く大衆に還元されるべき要素」を備えているとした（文部省 1967: 258）。技術的に見ても、カラーフィルムの原版を 50 年間保護するのは困難、不可能であると指摘し、「写真に関しては絵画や他の著作物と異なり恒久性に欠けると言える」と主張した（文部省 1967: 258）。

1968 年 4 月の著作権法案閣議決定後も、日本雑誌協会は要望書を国会議員各位宛に発出し、「写真が機械的・化学的操作により製作され、偶然性をもち、一般著作物より“創作性”が乏しいことは、……いわば定説であり、その機械への依存度は、カメラそのものおよび感光材料などの進歩の結果、現在はさらに強まっている」（日本雑誌協会 1968: 3）とし、諸外国の事例に鑑みても、製作時から 20 年程度にとどめるべきと主張した（日本雑誌協会 1968: 4）。

主張は、他の著作物と同様に死後起算 50 年とすることであり主張の対立が確認された。4. では、写真家の代表として意見してきた JPS に改めて着目し、彼らの主張を、写真家の側か

ら捉え返してみたい。

その際、手掛かりとしたいのが日本写真家協会会報（以下「会報」という。）の存在である。公的な発言の裏で、彼らは自らの発信媒体である会報を情報共有の場として活用した。例えば法改正が本格化した1968年と69年の2年間は、50ページを超える冊子を7冊も刊行している<sup>4</sup>。そこには、文部省へ提出した要望書の原文や、その要約ないし解説、関連する座談会の書き起

#### 4.1 JPSの発足とプロ写真家という職能

JPSの前身は「写真家集団」（1948年9月18日発足）と「青年写真家協会」（1949年3月発足）と「日本青年報道写真協会」（発足年不詳）<sup>5</sup>である。これらが発展的解消をなし1950年5月12日にJPSが誕生した。当初会員数は77名で初代会長に木村伊兵衛が選任された。写真家同士の親睦や、作画研究をその目的とした前身の3団体とは異なり、JPSは「写真家の職能を確立、擁護するとともに、その相互扶助を目的とし、以て文化に寄与する」ことを目的とし、8項からなる事業内容を掲げた<sup>6</sup>。その第1項目が「著作権の確立、擁護」で、その他、技術的研究・改善や、展覧会等の企画があり、資材の斡旋も含まれた（JPS 1969b:12-24; 1970a:17-28; 1970b:2-3; 2010:16-18）。これは発足当時の物資不足でフィルムの入手が難しい中、山田商会を運営する山田義人が富士フィルム（当時は富士写真フィルム）に掛け合い定価で枠を押えたことによる。当時、新聞社勤めであればまだ手に入ったフィルムも、所属先のない写真家となるとそうはいかなかった。山田は富士フィルムを説得するためにもそうした写真家たちが団体を結成

こし、後述するJPS内に設けられた著作権委員からの報告や、日々の活動記録などが含まれる。本稿では、主に創刊号（1956年10月発行）から26号（1971年5月発行）までを記述の足掛かりとした。前半では、JPSの発足経緯と著作権への意識について述べる。後半では法改正の動きが活発化した1962年以降の活動と、ここまでみてきた彼らの主張について「芸術写真」をキーワードに改めて振り返る。

することを提案したという（白山 2014:385-386）<sup>7</sup>。会員は正会員、特別会員、賛助会員からなる。内正会員は「写真製作を持って職能とする者」とされた（JPS 1970a:27）。

創設期のメンバーについて、1958年にJPSの2代目会長となった渡辺義雄は「雑誌写真家とか広告写真家とかいうスタジオポートレートを専門とされる写真家と違う業態の写真家」（JPS 1967b:7）と述べているが、これについては山田廣次の「ほかの写真関係の雑誌社とか、新聞社とか、そういったところから月給をもらっていない、フリーの、写真でごはんを食べている人」（JPS 1969b:13）との説明がむしろ率直でわかりやすい。ただし、1953年に発行された名簿<sup>8</sup>には新聞社等の企業に勤務している者も含まれており、フリーであることが徹底されていたとは言い難い。とはいえ自己申告による「得意又は主として製作している写真」欄では、その4割以上がポートレートまたは報道写真、ないしその両方と回答しており、それに続いて商業写真が多いことから（JPS 1953）、アマチュアによる自発的な創作としてではない

プロの写真家という層が見えてくる。

こうしたプロの写真家の歴史的発生について、多木浩二は大正末期に写真の専門教育機関が創設されたことで、広告・宣伝やグラフィック・ナリズムを活動の場として職業的に独立するフリーのカメラマンが現れたことを起点に挙げ、次のように説明している。まず、戦争（満州事変から太平洋戦争終結まで）で、戦前の写真文化を支えてきたアマチュア層が徐々に崩壊する。その崩壊したアマチュアと入れ違いに「新しく職能として確立された」存在として報道写真家が登場する。さらに、彼らの撮るものは「新聞社のニュース写真と意識的に異なるもの」であることや、その代表格として土門拳の名前を挙げ、「初めてライカ（筆者註：スナップショットが撮れるカメラ）を持ってシャッターを切ったときには、それが商売であったというカメラマンの出現は、従来のアマチュアとプロとも異なる、新しいプロの発生を示す好例」だとした。

多木はプロの写真家の報道写真とニュース写真とを別物と捉え、その代表格の土門の写真に「主観性と記録性の統合」という概念があると指摘している（JPS 編 1971:404-405, 436-444）。彼らの写真については白山（2014）による詳しい研究がある。土門、木村伊兵衛、名取洋之助といった報道写真家が、戦時中に報道写真家として撮影したのは、事件や戦場ではなく日常であったとし、彼らの写真が現在では、美術館に収蔵される「作品」という扱いを受けている点においても、いわゆる、『報道写真』の「社会派」「告発」というイメージとは、大きな隔

りがあると述べている。つまり、プロの写真家が、フリーとして新聞写真とは異なる動機で報道写真を撮ることで成立した新たな職能であり、彼らの写真はそれが報道写真だとしても、作家性を帯びた「作品」として扱われた。フリーの写真家を中心としたJPS会員の多くは戦中を報道写真家として活動し戦後を迎えており、土門や木村といった創設時の会員の存在からも、JPS会員は「作品」という意識で写真を撮っていた。そこにこの写真家団体の一つの特徴があるといえる。

なお、JPSが創設された1950年は、戦後に復刊した写真雑誌『CAMERA』（アルス）での月例（アマチュアの公募作品を土門が選出するコンテスト）を契機に、「リアリズム写真運動」が動き出した年でもある。そこでは土門らをはじめとしたプロがアマチュアを指導するという新たな関係性が始まろうとしていた。つまり、プロとアマチュアとの垣根はこの頃に明確化していった<sup>9</sup>。1956年発行の会報創刊号に木村伊兵衛は「戦後日本の写真が大きな発展を遂げた主力は、やはりプロ写真家の仕事であった」との巻頭言を寄せた（JPS 1956:1）。プロの影響力は戦後になり年々増していたようである。JPSが1957年に実施した撮影大会には、プロの仕事ぶりに学ぼうとするアマチュア写真家が全国から3,000人も集まったとの記録がある（JPS 1958:12）。プロの写真家を頂点とする写真界のヒエラルキーが存在し、少なくとも写真に関わる者たちの間ではプロ写真家という職能が共有されていたのである。

## 4.2 著作権への意識

JPSは発足時からその事業の第1項に「著作権の確立、擁護」掲げた。会則に著作権を盛り込むよう指示したのは渡辺義雄である（JPS 1969b:24）。渡辺が著作権を意識した背景には二人の写真家の影響があった。まずは名取洋之助である。名取については「著作権が写真にもあることを最初にわれわれに認識させ」た活動家であり、1935年頃「自分の写真が無断で雑誌に出た場合、それは著作権の侵害であることを指摘して、出所を探すとともに厳重に抗議し、掲載料の取立ても厳しくやった」と紹介している。ただ、渡辺によれば名取の著作権に対する態度は、発行後10年という保護期間の短さを是正しようとするものではなく、無断で使用される点に対する怒りから、契約書の取り交わしを徹底するなど実務的な観点での対抗に止まるものであった。もう一人は仏像や古美術を撮影していた小川晴暢である。終戦後、小川の写真を使用したアメリカの出版社が掲載使用料を払ってきたことで、写真著作権の存在を知ることになった小川が、その経験の後、国内の出版物に無断掲載された折、使用料を請求したことで業界内に悪評が広まったエピソードを通して、渡辺は小川の気骨を称えた（JPS 1964b:6-7）。つまり、JPS発足の時点では、著作権は、

生活と切っても切り離せない使用料ないし原稿料の問題として理解されていたと考えられる。フリーの立場であるプロの写真家にとってそれが切実かつ重要な問題であることは言うまでもない。

したがって、具体的な事業としての取り組みは契約書の作成という形で現れていた。とはいえ、1949年に発足した日本著作権協議会には1952年の時点で接点を持ち、翌53年には加入している。1955年の懇談会ではいよいよ写真をめぐる法律問題がテーマに上がったようであるが（JPS 2010:19）、この頃の出来事は記録に乏しくその詳細は明らかではない。翌56年刊の会報1号には協議会幹事長の北村治久による写真掲載時におけるマルシーマークの表示を写真家たちへ呼びかける内容の記事と、協議会が勧奨する「著作権使用（出版）契約書」が掲載された（JPS 1956:2-5）。だが、これらは使用料に関するクライアントとの交渉の問題であり、根本的な法律に踏み込んだ動きではない点で、名取の問題意識の範疇を超えるものではない。JPSにとって、著作権をめぐる戦いの矛先は、常に利用者としての出版社や編集者に対して向けられ、「写真使用最低料金規約」の作成に力が注がれた。

## 4.3 著作権制度審議会における保護期間に関する写真家の主張

JPSはフリーのプロの写真家団体であり、自分の写真を勝手に出版物に転用される事態に対抗する手段として、著作権を主張する重要性を理解していた。そのため、著作権は、具体的には出版社や編集者に対して使用料を巡る問題と

して扱われた。ところが、1962年を起点に国が著作権法改正に向けて本腰を入れ始めると、日本著作権協議会<sup>10</sup>に加盟していたJPSも大きなダイナミズムに巻き込まれていくことになった。

#### 4.3.1 著作権事業から著作権改正運動へ

まず1961年6月23日にJPS内に著作権委員会ができた<sup>11</sup>。委員会では改正という視点が加わり旧著作権法の問題点が議論されたため、内容は急速に具体化し、同年12月1日には「著作権法中改正希望個所の検討」が行われた。また、12月28日には出版社との間に生じたトラブルを「被害」と捉え、その実態調査として会員向けにアンケートを実施した。3.2で確認した通り、翌62年4月30日に代表の渡辺義雄名義で提出した意見書が公に向けられた彼らの初めての主張となる。そこでは保護期間を「著作者の生存中及び死後50年に改正すべき」とした。後日、JPS会員に向けて渡辺はその根拠をアンケートの結果と、「写真に格差をつけるべきではない」とする協議会参加団体すべての支持を踏まえたものだと説明した。また、全面改正においては保護期間だけに改正を求めつつもりはないものの、まずは「格差」の是正のみに触れることが第一との考えを示し、希望案の提出後も傍観するだけでなく、会員にも積極的な意見を求めるよう求めた（JPS 1962:1-2）。

その後の展開は2.及び3.の通りだが簡単に振り返る。写真が著作権制度審議会の第二小委員会で議論されるようになると、その第12回に渡辺義雄が出席し意見を述べた。しかし、格差は維持され、それどころか1963年11月4日の「中間報告」においては、写真にその表面的な内容に応じて芸術写真、記録写真、報道写真といった区分を設け、保護期間を細分化させるという方向へ展開した。遑って同年7月11日の第12回小委員会で渡辺は「区別は困難」である旨を主張していたが、それが認められな

かった形である。それでも渡辺は「われわれはこの機に遭遇したことを幸運」とし「写真人の理想」であり「一般の常識でもあろう」改正審議案を提出するなど意欲的に活動を展開した。また、JPS会員向け「今こそ強力で説得すべき機会」であるとした上で、自分たちの活動にはじめて「運動」という言葉を用いている（JPS 1964a:4-5）。最終的に1965年5月17日の「審議結果報告」では写真ジャンルによる区別は表向きなくなり、写真を「著作物の一の独立の範疇」とするとの文言が採られたが、この結果を丹野は、写真は他の「美術的著作物」とは別とされたわけであり、ここでの写真の「独立」は名誉どころか差別を容易にするものだと述べた（JPS 1965c:6-8）。他の著作物が死後起算であるのに対して、写真の保護期間は公表後起算という差別<sup>12</sup>はその後も残り続けた。

この審議結果報告への意見書提出に先立ち、同年7月28日に6団体<sup>13</sup>が結束してできたのが3.に出てきた全日本写真著作者同盟である。これは「全写真家の総意」を代表し今後の改正運動を牽引するとし、初代会長に渡辺義雄が着任した（JPS 1965c:36-37）。JPS著作権委員のメンバーも、同盟結束後は同盟としての活動に従事していった。

1966年4月20日に、審議会が最終的な結論として文部大臣に提出した「著作権制度審議会答申」でも、写真に対する差別は残り続けた。JPSは保護期間について公表後起算であることは「制作に生涯をかけているわれわれにとって耐えがたいもの」だとし強くこれに反論した（JPS 1966a:5）。写真家たちによる改正運動は、

同年10月1日の同盟主催による「第1回 写真をうつすみんなのための 写真著作権を守る全国集会」へと発展する。新宿の厚生年金会館で開催された約5時間に及んだこの集会には、プロ、アマチュアを含めた618名が参加した（JPS 1966b:8-31）。

その後も試案の提出といった大きな動きがある中で、特に写真家が強く反応したのは1967年7月に著作権法の一部改正により写真の保護期間が暫定延長されたことである。これを受けて会報に、もしも延長されなかった場合、この年に権利が切れた「作品」として、1957年に写真集として刊行された濱谷浩の『裏日本』、58年刊行の土門拳の『ヒロシマ』、丹野章の『ポリシヨイ劇場』らのタイトルが列挙された。延長により「写真家の貴重な労作がとりあえず生きることになった」（JPS 1967a:23）という言葉

#### 4.3.2 著作権改正運動による写真家の意識の変化

全面改正への動きは使用料の議論にも影響をもたらした。1963年には「1ページあたり白黒7,500円以上」を基準とするといった具体的な「写真使用最低料金規約」案が作られると、規約が必要な背景を匿名対談の形式で次のように説明している。まず、職能団体であるJPSが「著作権の問題と関連して、職能団体としての性格を強める空気がもりあがってきた」とし、法改正についても「求めないものは与えられるわけがないので、写真家側が著作権意識を明確に持つと同時に著作物というのに値する仕事という裏付けがなければいけない」と主張した。そして「著作権意識を土台とした使用料規定を作って作品の質を底辺から高めていこう」とした。

の裏には、著作権の失効を「作品」の死と捉える写真家の姿がうかがえる。同盟は同年9月26日に「保護期間2年延長報告会」として「写真をうつすみんなのための映画と講演とバザーの夕べ」を開催した。この時の延長を同盟委員でJPS会員の川島浩は「60数年来、写真の前に頑としてたちはだかっていた熱い壁」を自分たちの努力次第では突き崩すことができると証明したとし、この成果を称えている（JPS 1967b:49）。写真家の中では暫定延長は全面改正の前哨戦という意識があったのだろう。300名が集ったこの報告会へは各政党から議員の出席もあった。議員への働きかけは66年の「答申」への反論以降活発に行われてきたことの一つである。以上が、2. 及び3. で明らかにしてきた内容に連動した、JPS及び同盟の活動である。

また、「著作権を守れば守るほど、使用料金をもっとハッキリしないとイケない」とも述べられている（JPS 1963:25-31）。すなわち、使用料の議論は、法改正と直結する重要な問題であるとの認識へと変化したことが伺える。また別のところでは「写真家と編集者の間に、なれあいのところがあって、契約書なんか取り交わさなくてもという感じがあったんですが、そういうのが写真家の地位を向上させない」（JPS 1964a:16）とあり、一連の働きかけが社会的地位向上につながるという意識も見られる。この規約はやがて「写真寄稿覚書」へと展開していった。

一方、こうした写真家の認識に対して、利用

者側である日本雑誌協会の著作権担当を務めた谷井精之助は「写真家は全部、著作権は自分にあると思っていられるかもしれないけれども、雑誌の方から言いますと、こちらで、こういうものを写してくれと頼んで、費用もこちらで持って、雑誌にのせたんだから、少なくとも雑誌にのったものについての著作権はこっちでいいじゃないか、あるいは当然、著作権はこっちだと思っているかもしれない」と述べている。この時、谷井と議論を交えたのは、会長の渡辺義雄とともに公の場で写真家の立場を代表してきた丹野章である。丹野は「費用の負担の点だけで著作権に影響するということは、原則的にはない」と著作権の原則論という視点から意見を述べている（JPS 1965a:25-36）。すでに3.2と3.3では法改正において保護期間の延長を巡る写真家と利用者側との主張の食い違いを確認してきたが、そこで写真家は利用者側のいう公益性の名のもとに写真の保護期間は短くても良いという考えと、使用料を払わなくても良いという点は表裏一体だと主張していた。また、利用者側は、写真は掲載時に著作者名も著作年月も明示がないことから判別の難しさを指摘したが、これは写真家の著作権に対する意識の低さを批難しているようで、その実、写真家の立場の弱さに誘引された事態とも捉えることができる。実際、利用者との間に取り交わす「写真寄稿覚書」には、写真提供者を記載する欄が設けられているため、これがあれば掲載がどうあれ利

用者側は写真の著作者が誰であるかを把握できるはずだ。しかし、JPS 会員のアンケート調査（回答人数 158 名）では、「覚書」に対する写真使用者側の反応として「大体理解・もう一步」が 48.8% と最も高いものの、次に「使用する意思が認められない」が 26.8% とあり、「スムーズに使用」の 23.2% を上回る。その一方で、そもそもの写真家による使用度は「一度も使用しない」が 38.4% と最も高く、最も低いのが「殆んど使用」の 10.0% という結果であった（JPS 1969a:53）。先の小川晴暢とは異なり、改正運動中でも活動を牽引する渡辺らの外では、会員の多くが出版社と揉めたくないという意識を持ち続けていたようだ。「規約」作成の動機に、社会的地位の向上という目論見があったことは述べたが、こうした心理の裏にあるのは、現在地における地位の低さへの自覚であろう。1962 年の第 12 回第二小委員会に参考人として出席した写真評論家の伊藤知巳は「写真内部の連中が考えるほど、実は世間の目は好意的じゃない。なかなか冷たい冷酷な面もあります」と述べている（JPS 1963:10）。渡辺義雄も「写真への理解を深められるよう努力が必要」（JPS 1964:5）といった趣旨の発言を、ことあるごとに繰り返した。プロの写真家団体として写真界のヒエラルキーの頂点にいた彼らは、改正運動を通じてその立ち位置を揺さぶられていた。そして、自らの職能に対する社会の理解を強く求める必要性を感じていた。

#### 4.3.3 「芸術写真」をめぐる議論

改正運動では、写真家たちは慣れない法律に触れて学び、審議の場に出つつ、説得するため

の論理を鍛えた。その主張は一貫して保護期間を死後起算 50 年まで延長することだが、その

際対峙した議論が小委員会の構成員からの「芸術写真」や「記録写真」といった保護対象となる写真を区別する考え方である。伊藤知巳は、この質問を通覧した時のことを「審議委員の写真に関する理解に、はなはだ奇妙な偏見と無智がかなり根深く存在することにわたしたちは気づいた」と述べている（JPS 1965b:6）。

第12回小委員会出席後に開かれた座談会では、写真が差別的待遇を受ける理由について、その複製性によった偏見であると述べた丹野に応じ、伊藤知巳も写真の社会的位置付けが一段低く捉えたり、写真家の社会的な役割を認めたとしつつも「どこかに絶えず美術と引き合いに出してくる考え方」が明治時代から変わらぬ偏見として残っており、「学識経験者でも写真なら写真、デザインならデザインなどといった新しい芸術手段に対する認識を正しく持つという保証がない」と述べ、偏見と戦うことが自分たち世代の義務だと述べた。これに対して、伊藤逸平は「著作権というのは芸術だけにあるような偏見が強い」とし「記録、報道写真に対しては、むしろ著作権はない」という態度だと述べ、伊藤知巳が「だから記録的価値と芸術的価値は全然異質のものとして対比させてみたり、学術写真、記録写真というスムーズな分類がバラバラと出てきたり、いかにもそこに本質的に写真を色分けしたり区別したりするような考え方が有形無形に働いているわけだ」と結論づけた（JPS 1963:7-22）。

しかし、座談会後半で伊藤知巳は「芸術写真をやる写真作家」はペンネームを使うが、著作権の観点からは本名を記載するべきだといった発言をしており（JPS 1963:7-22）、「芸術写真」

の存在を意識しているようにも見える。区分の無効を主張しておきながら、「芸術写真」というジャンルに言及するこの発言は、一見すると彼らの主張と矛盾する。これについては、当時の「芸術写真」に対する評価を確認しておく必要がある。先んじて言えば、とりわけJPS会員のようなフリーのプロの写真家や彼らに与する評論家らにとって、「芸術写真」という言葉は、特別な含意を汲み取るものであった。世界的に共通して「芸術写真」は、写真にしかできないことを放棄し絵画の模倣を目指したとして、写真の負の歴史として扱われてきた。日本では、伊奈信男による『「芸術写真」と断絶せよ』という呼びかけで知られる、1932年の論考「写真に帰れ」以降、またその後の戦争によって「芸術写真」は否定された。ある対談で渡辺義雄は「芸術写真」をアマチュアによる「観賞用の写真」と発言している（JPS 1964b:22）。例えば、絵画的な印象をもたらすゴム印画による作品などがピクトリアリズムと揶揄された「芸術写真」の代表例だが、写真に関わるものにとって「芸術写真」は、そのような具体的な作品群をイメージさせる。伊奈信男はJPSにも深く関係しており、「写真に帰れ」という маниフェストをリアルタイムで体験していた世代が改正運動に関わっていたということは重要である。改めて議論を見直すと、「芸術写真」と「記録写真」、「報道写真」とを切り分け、自分たちが与しない「芸術写真」を手厚く保護しようとする法案が到底受け入れられないものであったことは想像に難くない。

また、先の座談会で、ひとり著作権資料協会から出席した長野伝蔵の「記録写真であっても

すばらしい芸術写真があるわけですね」との質問に対し、丹野が「記録性が非常に高いもので、芸術性もともに高いものが当然ある」と返している点は興味深い（JPS 1963:7-22）。写真家たちは「芸術写真」や「記録写真」という限定的な言葉を早めに放棄し、「芸術性」「記録性」という質の問題としてこの議論を扱ったものと考えられる。しかしながら、審議の場では区別する枠組みは残され、その後の中間報告では芸術写真 50 年、営業写真 25 年、その他 10 年という具体案も出された。2.3.1 で詳しくみたように、最終的な審議結果報告では、区別は困難と判断されたものの、今度は写真の記録としての利用を社会に開くことが強調され、保護期間は公表後起算で 50 年との結論が出されることとなった。伊藤知巳は「当時の審議官の安達さん（著者註：安達健二）と話してみると、なぜ文学や美術と区別しなきゃならないのかという問いに対して、正確に答えることができないわけです。そこでいわゆる社会的な効用、社会的利用のために、写真は早く開放すべき」という方向へ軸足をずらすことで、差別を残そうとしたのだとの見解を示している（JPS 1968:45-47）。極めて大雑把に言ってしまうと、審議結果報告は写真家たちから見れば、「芸術」であれば延長され、「記録」であれば延長されないというメッセージとして受け止められた。

1966 年に開催された同盟主催の全国集会のスピーチで、土門拳は写真家を「芸術家」と言い換えて、原稿料の問題から写真家の社会的立場について触れ、「正当な芸術家として」印税でもらい受けることを提案している（JPS 1966b: 24-25）。その他、衆議院議員で音楽家で

もある須藤五郎は「私たちの音楽著作権者との間に区別をつけるということは何等理由のないことです。これは芸術としての写真と写真家に対する大きな侮辱だと私は思うのです」と発言し、会場から大きな拍手を集めた（JPS 1966b: 12-13）。写真を「芸術」だと認めさせようという主張が保護期間延長を目的に展開された。

しかし、この写真を「芸術」とする考え方や、あるいは、「芸術」という言葉の意味を、皆が同じように同意し理解していたとは考えにくい。ここまでの写真家の主張は「芸術」というよりは「芸術性」として語られており、それが性格ないし性質である以上、写真家によって異なって然るべきものだからである。最後に渡辺義雄の発言を振り返りながらこの問題について考えてみたい。まず、小委員会の陳情では「写真は一般造形芸術の一つとして精神的労働による創作であって、その表現は今日自由多岐」であり、機械操作の面のみから判断することはできない「人間の所産」だと述べている（JPS 1963: 3-5）。次に、1963 年 4 月の中間報告に対しては「芸術写真、報道写真などの呼び方」を変えたところで「時間をおけば全て写真独自の表現力、強いて言えば芸術的感銘とでも言いましょうかそれによって長く人を感動させていくものと信じます」との発言がある（JPS 1964a: 4-5）。「写真独自の表現力」という言い回しには、写真にしかできないことを期待した「写真に帰れ」以降の写真観が色濃く出ており、「芸術」に対してはやや距離感のある言葉が選ばれたと言える。暫定延長の際には「写真が『芸術』であるかどうかという議論もありますが、それよりも、人間が創造するということを尊重しても

らうことが大切」なのだ」と述べた (JPS 1967b:51)。その次の会報では、「著作権改正は息の長い仕事」とし「個人の問題としても明快な解決のつかない難件もある」と述べている。この「難件」は具体的にされていないのだが、渡辺にとって写真とは「人間を扱う」表現であり、そこには社会的責任が伴うとの考えが記されている (JPS 1968:7)。写真家としての渡辺が撮ってきたものは、こと戦後においては神社仏閣を中心とした建造物等である。しかし、戦時中から名取や木村、土門らと共に、プロの報道写真家としてキャリアを積んだ渡辺にとって、報道写真を「主観性と記録性の統合」だとする考え方は馴染みが深いはずである。だからこそ「精魂込めてつくったもの」(JPS 1963:12)である写真は、機械という客観がなしたのではな

く、写真家という人間の主観がなした創作物ないし創造であるとの主張を繰り返してきた。ところが改正運動の中で、報道写真に限らずとも1枚の写真には、「芸術性」と「記録性」とが両立すると論じる時、元々は「主観性」があった場所が「芸術性」という言葉に置き換わっていることに、渡辺は敏感であったのではないだろうか。なぜなら、それはともすれば写真家が写真家であるところから、芸術家になるようなものだからである。そのため、渡辺は写真を「芸術」として扱うという点に対して、一瞬の躊躇とも取れる物言いをしたのかもしれない。改正運動は、自らの社会的地位という問題のみならず、現役の写真家たちにとって各々の写真観が問われた本質的な問題でもあったと考えられる。

## 5. 第63回国会での著作権法案審議過程

5. では、2. でみてきた著作権法改正案について、最終的に国会でどのような審議がなされたのか検討する。審議にあたっては、衆議院・参議院ともに関係団体や有識者を参考人として招致し、意見聴取がなされており、3. 及び4. でみた関係者の主張が国会でも展開された。

政府は著作権法改正案を第61回国会で成立させることを目指し、1969年4月15日に閣議決定ののち、同18日第61回国会に著作権法案(以下「1969年法案」という。)が提出された(文化庁1969)。写真著作物の保護期間の規定は55条に設けられ、「写真の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年(その著作物とその創作後五十年以内に公表されなかつたときは、そ

の創作後五十年)を経過するまでの間、存続する。」とされた。また立法趣旨として、写真の著作物「の性質、条約上の取扱い、現行法における……存続期間の定め等を考慮」して公表後50年とされた(文化庁1969:17)。1969年法案は衆議院文教委員会で審議され、審議に際して同年6月11日に小委員会を設けたが、同年8月、審議未了のため廃案となり(国立国会図書館調査及び立法考査局1970:32)、暫定延長が終わる1969年中に全面改正を行うことが難しくなったため、著作権法の一部を改正する法律(法律第82号)を制定し、一般の著作物、団体名義の著作物、そして写真の著作物につきさらに1年間の暫定延長を行った。

その後1970年2月27日、第63回国会に著作権法案（以下「1970年法案」という。）が内閣から再提出され（文化庁1970）、同日衆参両

院の文教委員会に付託された（衆議院1970a: 32; 参院文教委1970a: 6）。1969年法案と条文案に変更はない。

## 5.1 衆議院での議論

### 5.1.1 衆議院文教委員会での議論

衆議院文教委員会では、1970年3月11日、1970年法案の提案理由説明が文部大臣坂田道太よりなされ（衆院文教委1970a: 30-33）、同月18日以降質疑が進められた。写真の保護期間が死後起算でないのはなぜかという日本社会党山中吾郎委員の質問に対して、政府委員である文化庁次長安達健二は、①現行法と比べ急に大きく延長することになるため、「経過的关系も当然考慮」しなければならないとし、国際的にも、条約や諸外国の立法例で発行時・制作時を起算点とする国のほうが多いこと、②写真の記録としての性格に鑑みるとなるべく早く社会に解放するのが望ましいこと、③権利者と利用者との間の調整も図った上での規定であることといった説明がなされた（衆院文教委1970b:

8）。これに対しては、山中委員から「写真そのものの芸術的な要素もだんだん高まって」おり、急な保護期間の拡張が問題であれば、経過規定として附則その他で「当面の間」と書くといった対応も可能ではないか、という指摘がなされた（衆院文教委1970b: 8）。また、写真の保護期間が短いことにつきJPS等の団体は納得しているかという自由民主党松永光委員の質問に対しては、安達政府委員から、他の著作物と同様死後起算にしてほしいという意見があるとの回答がなされた（衆院文教委1970b: 15）。同月20日の衆議院文教委員会では、法案審査のため著作権法案審査小委員会の設置が提案され、承認された。

### 5.1.2 衆議院文教委員会著作権法案審査小委員会での議論

3月25日より始まった著作権法案審査小委員会では、同月26日以降4回にわたり著作権関連団体の代表者や弁護士等が参考人として出席し、意見聴取が行われた。写真関連の議論は、同月27日及び翌月2日の小委員会で行われた。

同月27日の第3回小委員会では、写真関連団体から日本写真家協会会長の渡辺義雄が参考人として出席し、1970年法案55条に関して、特に自然人による写真著作物は死亡時起算で保護期間を定めてほしいと主張した（衆院文教委

小委1970a: 7）。渡辺参考人は、公表時起算の根拠として①写真の特性、②条約等の問題、③現行法の維持、の3点が挙げられるが、①については、写真は「二次的平面の中に作者がねらう美的効果と記録性を総合させて一つの創作活動」をする表現手段であり、記録性を主として報道する、展覧会場で鑑賞する、芸術的な価値がある、といった側面は写真だけでなく芸術や文芸で共通することを指摘した（衆院文教委小委1970a: 6）。また写真が従来名前を書かずに

発表することが多かった点はその通りだが、著作者名の表示につき写真界で周知を図っているとした（衆院文教委小委 1970a: 6）。②については、写真の発展により各国共に一般著作物の保護に近づける傾向にあるとし、③は、立法当時の写真技術状況、特に保存性の点に鑑みると写真の将来性を期待して発行後 10 年の保護を認めたのは適当だが、現行法でもそれを引き継ぐ必要はなく、個人の著作である写真に区別を設ける根拠はないとした（衆院文教委小委 1970a: 7）。

他方で、日本雑誌協会著作権委員会委員長の鈴木敏夫参考人は、写真の保護期間が公表後 50 年であるのは過保護だとして、芸術的な写真は生存中及び死後 25 年、時事報道写真は公表後 25 年が妥当だと主張した（衆院文教委小委 1970a: 7）。鈴木参考人は、写真は「プロ作家の作品のような非常に芸術性の豊かなもの」も数多くある一方で、一般的には機械的・化学的操作で作られ、偶然性を持ち、「一般の著作物……よりも創作性の度合いが若干乏し」いことは「歴代の当局者並びに著作権学者に……主張されてきた……定説」であり、技術進歩による機械への依存度の高まりも含め、あらゆる写真が他の一般芸術と同じというのは根本的に無理があるとした（衆院文教委小委 1970a: 8）。また、特に報道的な写真は公共性や社会性を考慮する必要があるとして、写真そのものの多様性を認識し、保護すべき芸術的・学術的な写真と、新聞記事に準ずるものとして取り扱うべき報道系の写真、さらには単なるコピー・記録の写真とを区別して立法するよう審議してほしいと主張した（衆院文教委小委 1970a: 8-9）。

鈴木参考人に対しては、日本社会党の川村継義小委員から、保護すべき写真とそうでない写真の区別の考え方について質問が投げられ、これに対し鈴木参考人は、制作時・撮影時の動機や目的を考慮する案を提示し、芸術であれば制作動機やモチーフの選択等がある一方で、新聞社や雑誌社のカメラマンは報道目的で撮影を行うという違いが生じるのではないかとした（衆院文教委小委 1970a: 12）。また、山中吾郎小委員からは、写真の芸術性の観点から、写真が他の著作物と質的に違うことが前提とされているのかといった質問がされ、これに対し鈴木参考人は、写真の中に一般芸術と遜色ないものがあることを認めつつ、あらゆる写真が芸術とは考えていないとし、判断基準の明確化を期待しているとした（衆院文教委小委 1970a: 13）。渡辺参考人は、芸術性の高低は文学や美術でも決め難く時間をかけて判断されるものであること、鈴木参考人による制作目的で写真を区別するという案に対しては、当初はニュース写真であったとしても、後に芸術的效果が高くなって称賛を浴びる事例は数々あり、法律で芸術性の問題を判断するのは極めて困難であるとした（衆院文教委小委 1970a: 13）。

その他、写真の芸術性に関する質問に対し、渡辺参考人は、文化庁芸術課の芸術選奨の美術部門に写真も含まれ、今日美術の中で写真、書、彫刻、油彩、日本画が区別なしに全部芸術として扱われているにもかかわらず、著作権法では差別があることが分からないとした（衆院文教委小委 1970a: 17）。日本社会党の小林信一小委員からは、写真は芸術性の高い、創作性を有するものがあり、簡単に差をつけるべきではない

という意見もあるといった指摘があった（衆院文教委小委 1970a: 17）。日本美術家連盟事務局長の和田新参考人は、個人的な意見として、写真と美術は近い関係にあり、写真の保護期間に差をつけるのはおかしいという渡辺参考人の意見に賛成し、あらゆる写真をすべて著作物として扱うことには疑問があるが、これは絵画についても同様であるとした（衆院文教委小委 1970a: 18-19）。また保護期間を公表後 50 年とすると、作品の制作年を確かめる必要があり利用者にとって不便である点も指摘した（衆院文教委小委 1970a: 19）。

次に写真に関する検討が行われたのは 4 月 2 日の第 5 回小委員会で、弁護士伊藤信男参考人から写真の保護期間を長期間延長することにつき疑問が呈せられた。伊藤参考人は、芸術写真のようなものにつき一般著作物と同一視すべき根拠はあると思うが、「おそらく写真の大部分、九九%までは芸術写真ではない普通の記録写真、シャッターさえ押せば子供にでも写せるような普通の写真」であること、写真の複製物は殆ど無記名なため、著作権者を探するのが困難になることが指摘された（衆院文教委小委

### 5.1.3 その後の議論

その後、小委員会は懇談会形式で 2 回開催され、計 7 回にわたる審査の上、同年 4 月 7 日、小委員会を終了し、審査経過を文教委員会に報告することとした。

翌日、衆議院文教委員会は小委員会での審査経過報告を受け、1970 年法案に関する質疑が行われた。写真の保護期間について、坂田文部大臣は、「現行法の定め、条約上の取扱い、各

1970b: 6）。そして、必ずしも発行後 50 年とすることには反対ではないが、何らかの制約を設け使用を容易にする必要があるとし、一部の写真家から要求されている死後 50 年への延長は「明らかに行き過ぎではないか」とした（衆院文教委小委 1970b: 6）。写真と他の著作物とで保護期間を差別する根拠を尋ねた山中小委員に対し、伊藤参考人は、写真の保護期間を一般著作物よりも短くするのはベルヌ条約の基本的な考え方であり、また著作権法立法当初から、写真は機械と舍密によるという点で一般著作物と異なることを認めざるを得ないと思うと答えた（衆院文教委小委 1970b: 10）。さらに山中小委員から、写真の芸術性が明治時代より高まっているという写真家の主張についてはどうかとの質問があり、伊藤参考人は、芸術写真の価値や制作者の精神的労苦等を否定するわけではないが、写真というものは機械の作用を受けるため、死後 50 年といった長期間の保護を与える必要は毛頭ないとし、仮に死後 50 年とするならば、登録制度等の制約を設けるといった対応が必要だとした（衆院文教委小委 1970b: 10）。

国の立法例、写真の記録的性格等、あらゆる観点から検討した著作権制度審議会の答申に従ったこと、死後起算とすることも相当な理由があるものの、ニュース写真等の取扱いや、写真利用を容易にするための措置といった課題もあり、「写真に対する国民の認識」を考えたつ、今後さらに検討する所存だが、今回の改正では映画同様公表後 50 年で了承いただきたい

とした（衆院文教委 1970d: 10）。これについて小林委員及び公明党の正木良明委員から、写真について今後も審議会で検討を続けていくべきとの意見を提示し（衆院文教委 1970d: 11,14）、坂田文部大臣から芸術写真につき死後50年とする考え方もあるとして「今後十分国民の認識を見きわめつつ……前向きに検討したい」との回答も出された（衆院文教委 1970d: 17）。翌9日、衆議院文教委員会は採決に入り、総員起立により原案のとおり可決すべきものと議決した。また自由民主党、日本社会党、公明党、民

## 5.2 参議院での議論

参議院文教委員会では、4月14日、1970年法案の提案理由説明が坂田文部大臣よりなされた（参院文教委 1970b: 1）、同月16日から質疑に入った。写真と他の著作物で保護期間を区別する根拠について、安達政府委員は写真著作物の特殊性を挙げ、衆議院での参考人意見でも利用される写真の90%以上が記録的なものであるとのことで、記録としての利用を早く社会に開放するという観点に加え、機械により作成され化学的処理により完成するという性格から、写真の取扱いが決まっていると説明した（参院文教委 1970c: 18）。これに対し、日本社会党の鈴木力委員からは、機械を通じて表現することによって「写真の芸術性……が他の芸術品と比べて価値が劣る」という見方に立つのは間違いではないか、日本では写真機を持つ人が多く、そ

### 5.2.1 参考人からの意見聴取

同月21日・23日の委員会では、衆議院と同様に参考人を招致し意見聴取が行われた。写真

社党、日本共産党の共同提案にかかる附帯決議の動議が出され、総員起立により附帯決議を付すことが決定した。附帯決議では、写真に関して、「今後の新しい課題の検討にあたっては、時代の進展に伴う変化に即応して、写真の著作権……の保護期間……も積極的に検討を加えるべきである」との項目が設けられた（衆院文教委 1970e: 1）。翌10日、衆議院本会議で、文教委員長八木徹雄による審査経過及び結果が報告され、採決の結果、委員長報告のとおり可決した（衆議院 1970b: 2-3）。

の人たちは単に記録写真だけではなく「写真というものを通じて美を追求」していて、「写真芸術というのは……日本の一つの特徴」だと思ふという意見が出された（参院文教委 1970c: 18）。安達政府委員からは、確かに日本は写真熱が強いが、写真の場合、立派な写真機を使えば相当のものが撮れ、下手でも価値が生じるので、日本国民全部が写真家であるとも言える中どこに焦点を合わせて保護期間を決めるかが難しいとの見解も示された（参院文教委 1970c: 18-19）。そして、記録写真や報道写真と芸術写真との区別も非常に困難であるため、従来の経緯あるいは世界の動向、条約等あるいは国民の写真に対する意識等から、第一段階として公表後50年とし、さらにこの問題を一層検討すべきとした（参院文教委 1970c: 18-19）。

関連の議論が行われたのは23日で、写真関係者からは日本写真家協会総務委員の丹野章が出

席して意見を述べた。丹野参考人は、写真の保護期間が他と異なることについて、これまでの議論過程を通じて説得性のある理由を承ることはできなかつたとし、例えば、社会性、公共性の強い著作物を社会に開放するという意見に対しては、全く同感だが写真だけを開放したのでは不十分だとした（参院文教委 1970d: 2）。また「私にも写せます」というカメラのCMは写真の安易性、評価を低める意味でよく引用されるが、これはむしろ写真が普遍性を持った表現手段になってきたということであり、絵画や文章が素人芸で書けるのと同じだとした（参院文教委 1970d: 2）。さらに写真は現実・事実のコピーであるという見解について、写真家は一般的に客観的な事実を重視するが、それは現実から自分が受けた感動をどのように記録するかという観点からであるとし、写真は偶然性が強いという点も、「人間そのものがチャンスをしつかりとつかまえない限り」決定的瞬間を捉えることはできない、とした（参院文教委 1970d: 3）。そして、諸外国の立法状況に鑑みても、日本とともに写真表現の分野で世界の三大写真国とされるフランスは死後起算で、アメリカも改正しようとしている点を挙げた（参院文教委 1970d: 3）。

他方、日本雑誌協会著作権委員会副委員長の豊田亀市参考人は、写真を芸術的なものと報道的なものに分け、前者は死後25年、後者は公表後25年とするのが妥当だとした。芸術的なものと報道的なものを分ける理由として、①歴史的観点からは、これまで長い間一般著作物と写真が区別されたのは「写真……の中に一般と分けるべき要素があったから」で、②国際的観

点からは、ベルヌ条約や万国著作権条約で一般著作物と写真を分けており、各国の法律でも分ける国が多いこと、③学術的な観点からは、昔から「写真……は率直にいて創作性に弱い」と考えられていることを挙げた（参院文教委 1970d: 4）。

また、著作権制度審議会委員である野村義男参考人は、写真や映画等では機械が著作物生成に重要な役割を有する点（「機械的媒体性」と、著作物が「個人の独創性並びに個人の個人性の刻印である」ことが合わない点を挙げ、歴史的にもこの機械的媒体性から写真の取扱いに抵抗があったと述べた（参院文教委 1970d: 12）。またフランスで現在著作権法の大家とされる法学者も写真と他の著作物を区別すべきであるという見解を持っていることや、ドイツの著作権法で芸術的な写真とそうでないものを区別し、それぞれ別に保護を与えるといった規定が設けられた点を指摘した（参院文教委 1970d: 12）。そして、現行法の10年を5倍の50年にすることにつき賛否両論の意見があり、結論に踏み切るには相当の勇断を要したことを考慮すると、法案の公表後50年は適切であるとした（参院文教委 1970d: 12-13）。

その後の質疑において、報道写真と芸術写真の区別は可能かという鈴木委員の質問に対し、丹野参考人からは、一見して区別をつくものもあると思うが、「実際には写真作品において芸術性と報道性、記録性などというものは一体」で、「そういうものの統一の中にこそ写真の創作性があるということは現在ではもう常識」であるとし、著作権法上区別をつけるべきではないと考えるとの回答があった（参院文教委

1970d: 18-19)。元々は報道を目的とする写真であっても今日価値があるとされる写真の実例はあるかという同委員の質問に対し、丹野参考人から、例えば、土門拳の「ヒロシマ」や小倉俊司の「大石橋の戦闘における名誉の戦死者」といった写真や、海外ではユージン・スミスの作品やロバート・キャパの作品などが考えられるとした（参院文教委 1970d: 21）。

また、写真は本当に著作物性要件を満たすのかという自由民主党大松博文委員の疑問に対しては、野村参考人から、著作権の理念からは、写真が思想、感情を創作的に表現したものであるかという点につきやや疑問があるとした。1886年のベルヌ条約やその後の改正で写真は著作物の例示規定に含まれなかったことを指摘した。そして1948年のブラッセル改正では著作物の例示に含まれたが、その保護は思想感情を創作的に表現したものに限定されるとの回答があった（参院文教委 1970d: 23）。芸術写真と報道写真を区別する基準に対しては、豊田参考人から、「撮影をするときの企図」、つまりニュースとして扱うか、芸術的なものとして扱うかといった観点から歴然とした区別はあると考えて

### 5.2.2 その後の議論

4月28日の文教委員会では質疑終局後討論となり、日本社会党を代表して安永英雄委員から著作権法案に対する修正案が提出され、写真の著作物の保護期間につき「公表後五十年」を「著作者の死後五十年」に改めるという提案がなされた（参院文教委 1970e: 23）。また日本共産党を代表し須藤委員から法案の一部修正案が提出され、その中で写真に関して、「写真を美

おり、またイタリア等で区別する規定があるならば、実際の現場の基準を調査すべきであると回答された（参院文教委 1970d: 24）。

共産党須藤五郎委員からは、写真の芸術的創造性及び、写真機と写真家との関係につき質問が出された。丹野参考人は、写真の創造性は、テーマ、モチーフといったものが「形式としての構成、構図、光の効果、そういうデテールを与えられて表現になる」と答えた（参院文教委 1970d: 34）。そして写真の機械性については、カメラは定規やコンパスと大きな違いはなく、そういったものを駆使して「すべての条件を人間がコントロール」し、自分の思想感情を盛り込んで表現していくことに疑問を抱くのは「いささかアナクロニズムではないか」とした（参院文教委 1970d: 34）。さらに丹野参考人は、野村参考人が示した写真に疑問を呈する諸外国の法学者の見解に対し、「これに劣らないほど多く、写真が何ら一般著作物と違いはないのだ、本質的な違いはないのだという説もたくさんあったはず」で、参議院において十分に検討いただきたいとした（参院文教委 1970d: 35）。

術作品と同様に評価することは現代の常識なのであって、他の芸術作品との制作過程の相違をもって、不当に差別する根拠は何もない」とし、写真の保護期間の起算点を「公表後」から「死後」に改めるという提案がなされた（参院文教委 1970e: 24）。採決では、いずれの修正案も否決され、多数をもって原案どおり可決すべきものと議決された（参院文教委 1970e: 24）。また、

自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党五党の共同による附帯決議案が提出され、全会一致で本委員会の決議とすることが決定した(参院文教委 1970e: 25)。附帯決議では、「写真の著作権の保護期間の問題……等について、早急に検討を加え、速やかに制度の改善を図ること。」との項目が設けられた(参院文教

## 6. おわりに

本稿では、主に戦後から1970年の現行著作権法制定までを対象に、旧著作権法全面改正作業の過程でなされた写真の保護期間をめぐる議論を検討してきた。立案担当者、著作権法研究者、写真家、写真を利用する側である出版社・印刷業者等、そして国会議員のそれぞれの思考様式や主張をみる中で、本稿の内容をまとめると、以下の2点となる。

第一に、著作権法案の策定や法解釈に携わる立案担当者や著作権法研究者は、写真と他の著作物との間で保護期間に差異を設けることが(少なくとも当時においては)妥当であると考えていた点である。発行後10年から公表後50年という大幅な保護期間の伸長は、一般著作物の保護期間を伸ばしたこととの均衡が主な理由とされており、他方で、機械を用いて創作を行うという写真の技術的特性や、報道写真等社会への早期還元が必要な写真の存在といった観点から、あらゆる写真に一般著作物のような生存中及び死後50年という長期の保護を与えるのは難しいと考えられていた。特に、写真は機械的・化学的操作により作成されるため一般著作物とは異なるという視点は、旧著作権法制定以

来根強く残っていたことがわかった。

同日に開催された参議院本会議で、文教委員長楠正俊から文教委員会での審査経過と結果が報告された(参議院本会議 1970: 17-18)。採決では過半数が賛成し、法案は可決され(参議院本会議 1970: 18)、現行著作権法が成立した。

来根強く残っていたことがわかった。また今回の改正過程では、立案担当者において、著作者である写真家と著作物利用者である出版社等、双方の見解を聞きバランスを図ろうとした点も看取することができると思われる。

第二に、著作権法全面改正における議論において、立案担当者、著作権法学者、著作物の利用者側であった出版社、そして国会議員の一部も、美術と同等の保護に値する「芸術写真」と、「報道写真」や「記録写真」といったそれ以外の写真が区別できることをある種の前提としており、写真家がそれに反対し続けた点である。写真家は、写真は芸術的側面と記録的側面が一体となったものであって、その統一にこそ写真の創造性が見出されるため、区別がそもそも無意味であると主張し、意見書や要望書、答弁を通じて訴え続けた。

区分を巡る食い違いは、JPSのようなプロの写真家の仕事を社会的に問うものでもあった。写真家は写真を「芸術」と扱うことが保護期間の延長につながるという理解で、その芸術性を訴えているが、渡辺や丹野が強調したのは創造性であった。そのため写真の芸術性は美を表現す

ることに限らず、創造性の高い行いの結果もたらされるものだと説明された。仮に報道写真の芸術性が認められたからといって、それが芸術写真になるわけではないことを、写真家は理解して欲しかったのだと思われる。以上は、著作権改正運動の実態を明らかにしたことで見えてきた一面であり、法学の議論と並走することで社会におけるプロの写真家による写真位相を客観的に見つめられたことによる成果である。

本稿では、旧著作権法の全面改正過程で写真の保護期間に関してなされた議論の全容を把握することに努めたが、当時の写真と著作権に関する問題は、他にも肖像写真に関する問題という一大論点が存在する。さらに、1996年の著作権法一部改正で55条が削除されたことで、写真は他の著作物と同様に死後50年まで保護されるようになったが、この経緯を辿る必要も

あるだろう。以上の点については、別稿であらためて論じたいと考える。

また写真史の観点からは、「芸術」という点に注目した一方で、「記録」に関わる議論を掘り下げることや、写真家それぞれの写真観をその作品と照合させつつ検討することはできなかった。また、JPSのその後の展開も本稿の議論の延長として記述することができると考えられる。JPSが1968年に主催した「写真100年展 日本人による写真表現の歴史」で収集した作品の行き場として、写真を保存するセンター（美術館）を設立するため、JPSは東京国立近代美術館の館長となった安達健二に再び対峙することになる。著作権改正運動の次なる動きである美術館設立運動を通じ、さらに「芸術」の概念が向かった先を追いかけてみたい。

## 付記

本論文の一部は、JSPS 科研費 20K13381 の助成を受けたものである。

## 謝辞

本稿の執筆にあたり、公益社団法人日本写真家協会事務局の皆様には多くの資料を提供いただきました。厚く御礼申し上げます。特に高田しのぶ氏には適切なご指導を賜りました。ここに深謝の意を表します。

## 註

- <sup>1</sup> なお、現在(2024年1月時点)の正式名称は「Japan Professional Photographers Society」である。JPS事務局によれば、JPS第25回定期総会(1974年5月26日開催)で会則一部改正の件として「名称にPROFESSIONAL挿入案」が「特記事項なく、絶対多数」で可決されたとのことである。
- <sup>2</sup> 当日の進行について、1963年12月1日付の写真家団体による要望書(文部省1963:39-45)や、JPSの会報(JPS1963:3-5)に記録が残っている。
- <sup>3</sup> 1964年7月29日に第2小委員会で議論された審議結果概要(案)では、写真の保護期間につき、原則公表時を基準として25年とし、芸術的または学術的価値が顕著なものについては、公表後1年以内に登録等の公示手続をとることで、保護期間を公示の時を基準として50年とする、との方針が示された(著作権使用者団体協議会1964:83-84)。ただし登録等の手続については、第一小委員会を中心に登録制度に関する審議を行っており、その結論如何によっては再検討の必要が生じる可能性があることを留保していた(著作権使用者団体協議会1964:84)。
- <sup>4</sup> これらの学説の傾向は、20世紀前半に普及が進んだ映画の著作権との関係でより強まった。1931年の旧著作権法改正により、

映画の保護に関する同法 22 条の 3 が新設された際、「独創性ヲ有スル」映画は一般著作物と同じ保護期間、「独創性ヲ欠ク」映画は写真と同じ保護期間とする、という規定が設けられた。ここでいう「独創性」とは、「著作者ガ其ノ製作ニ独特ノ精神的工夫ヲ廻ラシタルモノ」（内務省警保局図書課 1931）であることを意味し、従来判例で確立しつつあった著作物たりうる要件を示す文言である。この規定によって、単なる実写映画の類は「単ニ光線ト機械ト化学ノ作用ニ依リ製作セラレタル」ため「製作者ノ労苦ヲ要スルコト少」なく、「独創性ヲ欠ク」映画として扱われることになる（内務省警保局図書課 1931; 三島 1931: 46）とともに、写真も光線と化学の作用で製作されるため制作者の労力が少なく、したがって保護期間も短縮されているのだ、さらには著作物たる要件である「独創性」を欠きうるのだ、という見方がより強まったと考えられる。例えば、勝本正見は、22 条の 3 の規定上写真は「独創性は之を欠くことを得る」とする（勝本 1940: 95）。

- 5 目島計一によると、当時は「年 2 回だそう」ということだったが「年 1 回ようやく出せた時もあり」不定期刊行であった（JPS 1965a: 54）。例えば、第 4 号（1959 年 2 月）が刊行されたあと第 5 号（1962 年 8 月）が出るまでは、3 年半も期間が空いていることを踏まえると、この 2 年間の発行号数は際立っている。
- 6 目島計一による発言に、記録上「昭和 25 年に至り、戦前より活躍していた日本報道写真協会の林忠彦や青年報道写真家協会の渡辺雄吉氏、朝倉隆氏などの接触が生じて、この日本青年写真家協会ができた」とある。この「日本青年写真家協会」は「青年写真家協会」のこと。「青年写真家協会」の設立より以前となると、昭和 25 年よりも以前から「青年報道写真家協会」が存在していたことになる。（JPS 1970c:23-36）
- 7 当時の会員である小崎恭太郎が会則を作成した（JPS 1970a:17-28）。会員増加に従い都度変更されたが、法改正時期に至る 20 年間の内、目的と事業内容に変更はない。
- 8 ただし、「そういうことを会則でうたうのはおかしい」ということで後年削除となった（JPS 1969:17）。
- 9 JPS 事務局で保管されていた最も古い名簿で、これには会則も掲載されている。なお、1950 年の発足時には会則が配られた。
- 10 伊奈信男は「戦前はプロ写真家というものが、あまりなかったんだよ。プロとアマチュアの区別がハッキリしなかったし、大体プロ写真家と言っても、ひとにぎりの報道写真家がいるだけで、あとは営業写真家ですよ」と戦前の写真界への雑感を述べている（JPS 1972: 19）。
- 11 この協議会は、53 年ごろから JPS が加盟していた同名の協議会とは別に組織化されたもので 1960 年 12 月 14 日に発足した。JPS は 61 年 8 月から加入している。
- 12 「36 年度事業報告」（JPS 1962: 巻末 ページ表記なし）による。メンバーは三木淳、長野重一、杵島隆、川口政雄、渡辺義雄、さらに写真評論家の伊奈信男、伊藤逸平、伊藤知己、渡辺勉ら。なお、JPS は委員会形式をとっていた。当時、他に総務、財務、広報、企画といった委員会があった。ともに VIVO のメンバーだった東松照明に誘われ、「改正運動」でスポークスマン的な役割を担うことになる丹野章は 36 年度に JPS に加入しているが、著作権委員としての活動は 38 年 7 月 5 日の記録が最初。同年に日本写真著作権協議会の委員にも加わっている。なお、企画委員会の仕事として JPS 主催の展覧会がある。改正運動と並行して、1968 年には「写真 100 年展—日本人による写真表現の歴史」展を企画し全国に巡回させた。
- 13 丹野章は「著作権残酷物語 偏見のなかにある『写真』」で、写真はその記録性において差別されていると述べている（JPS 1965a:6-7）。
- 14 団体数に関しては複数の記述がある。まず、会報 12 号では「7 月 28 日写真 7 団体にとって全日本写真著作者同盟が結成」とあるが具体的な団体名は無記載（JPS 1965:36）。次に 1966 年の同盟名義での『著作権制度審議会答申に対する意見書』には全日本写真連盟、東京写真事業共同組合、日本広告写真家協会、日本肖像写真家協会、社団法人日本写真文化協会、日本写真家協会の 6 団体が名を連ねている（文部省 1967: 25）。また、一般社団法人日本写真著作権協会の公式 web サイトには『意見書』のうち、東京写真事業共同組合を除いた 5 団体との説明がある（2024 年 1 月 25 日取得 <https://jpca.gr.jp/about/history/>）。ここでは公のはたらきかけである『意見書』の記名数から 6 とした。

## 参考文献

- 文化庁（1969）『著作権法案資料（昭和四十四年四月 第六十一回国会提出）』  
文化庁（1970）『著作権法案資料（昭和四十五年三月 第六十三回国会提出）』  
著作権使用者団体協議会（1963）『著作権制度の全面改正に関する参考資料（第 2 部）』  
著作権使用者団体協議会（1964）『著作権制度の全面改正に関する参考資料（第 4 部）』  
現行著作権法制定時の検討過程に関する調査研究委員会（2021）『著作権及び隣接権に関する法律草案（文部省文化局試案）コンメンタール』著作権情報センター附属著作権研究所

- 蓼優美 (1961) 『条解著作権』 港出版社  
 伊藤信男 (1966) 「著作権法改正の動向と要点—著作権制度審議会の答申を中心として—」 日本法学 32 卷 2 号 41 頁  
 伊奈信男 (2005) 『写真に帰れ 伊奈信男写真論集』 平凡社  
 JPS (1953) 『日本寫真家協會 1953』  
 JPS (1956) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 1 号』  
 JPS (1958) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 3 号』  
 JPS (1962) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 5 号』 (昭和 37 年 8 月 25 日)  
 JPS (1963) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 7 号』 (昭和 38 年 11 月 1 日)  
 JPS (1964a) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 8 号』 (昭和 39 年 4 月 1 日)  
 JPS (1964b) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 9 号』 (昭和 39 年 10 月 27 日)  
 JPS (1965a) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 10 号』 (昭和 40 年 2 月 10 日)  
 JPS (1965b) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 11 号』 (昭和 40 年 8 月 1 日)  
 JPS (1965c) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 12 号』 (昭和 40 年 12 月 1 日)  
 JPS (1966a) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 13 号』 (昭和 41 年 8 月 15 日)  
 JPS (1966b) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 14 号』 (昭和 41 年 12 月 25 日)  
 JPS (1967a) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 16 号』 (昭和 42 年 9 月 15 日)  
 JPS (1967b) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 17 号』 (昭和 42 年 12 月 20 日)  
 JPS (1968) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 18 号』 (昭和 43 年 4 月 20 日)  
 JPS (1969a) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 21 号』 (昭和 44 年 2 月 15 日)  
 JPS (1969b) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 24 号』 (昭和 44 年 12 月 10 日)  
 JPS (1970a) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 25 号』 (昭和 45 年 5 月 10 日)  
 JPS (1970b) 『創立 20 周年 日本寫真家協會沿革史』 (1970 年 5 月 12 日)  
 JPS (1970c) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 26 号』 (昭和 45 年 9 月 25 日)  
 JPS (編) (1971) 『日本寫真史 1840-1945』 平凡社  
 JPS (1972) 『日本寫真家協會會報 (JPS 會報) 第 30 号』 (昭和 47 年 1 月 1 日)  
 JPS (2010) 『創立 60 周年 日本寫真家協會沿革史』 (2010 年 6 月 30 日)  
 勝本正晃 (1940) 『日本著作権法』 巖松堂書店  
 勝本正晃 (1949) 『著作権法改正の諸問題: 附 改正法試案』 法文社  
 勝本正晃 (1974) 「著作権と工業所有権の諸問題」 『民法・著作権法上の諸問題』 創文社、462-514 頁  
 城戸芳彦 (1943) 『著作権法研究』 新興音楽出版社  
 城戸芳彦 (1950) 『著作権法改正私案』 文部省管理局著作権課  
 国立国会図書館調査及び立法考査局 (1970) 『著作権法改正の諸問題—著作権法案を中心として—』  
 三島誠也 (1931) 「著作権法改正の大綱 (二)」 警察研究 2 卷 5 号 41 頁  
 水野鍊太郎 (1899) 『著作権法要義』 明法堂  
 水野鍊太郎 (1974) 『著作権法 (法政大学特別法 36 年度講義録)』 法政大学  
 文部省 (1962) 『著作権制度の改正に関する関係団体の意見 (一)』 昭和三十七年五月  
 文部省 (1963) 『著作権制度の改正に関する関係団体の意見 (六)』 昭和三十九年一月  
 文部省 (1965a) 『著作権制度の改正に関する関係団体の意見 (八)』 昭和四十年五月  
 文部省 (1965b) 『著作権制度審議会 (第二小委員会) 審議結果報告』 昭和四十年五月  
 文部省 (1965c) 『著作権制度の改正に関する関係団体の意見 (九)』 昭和四十年九月  
 文部省 (1966) 『著作権制度審議会審議記録 1』  
 文部省 (1967) 『著作権制度の改正に関する関係団体の意見 (十一)』 昭和四十二年一月  
 文部省管理局 (1950b) 『著作権資料 (J- 第四号) 著作権法改正に関する請願および意見』  
 内務省警保局図書課 (1931) 『著作権法中改正法律案逐条説明書』 内務省警保局  
 参議院 (1967) 『第 55 回国会参議院會議録第 12 号』 (昭和 42 年 5 月 27 日)  
 参議院 (1970) 『第 63 回国会参議院會議録第 14 号 (その一)』 (昭和 45 年 4 月 28 日)

参院文教委（1967a）『第55回国会参議院文教委員会会議録第4号』（昭和42年5月11日）  
 参院文教委（1967b）『第55回国会参議院文教委員会会議録第5号』（昭和42年5月16日）  
 参院文教委（1967c）『第55回国会参議院文教委員会会議録第6号』（昭和42年5月18日）  
 参院文教委（1967d）『第55回国会参議院文教委員会会議録第8号』（昭和42年5月25日）  
 参院文教委（1970a）『第63回国会参議院文教委員会会議録第3号』（昭和45年3月5日）  
 参院文教委（1970b）『第63回国会参議院文教委員会会議録第9号』（昭和45年4月14日）  
 参院文教委（1970c）『第63回国会参議院文教委員会会議録第10号』（昭和45年4月16日）  
 参院文教委（1970d）『第63回国会参議院文教委員会会議録第12号』（昭和45年4月23日）  
 参院文教委（1970e）『第63回国会参議院文教委員会会議録第13号』（昭和45年4月28日）  
 白山真理（2014）『〈報道写真〉と戦争 1930-1960』吉川弘文館  
 榛村専一（1936）『著作権法概論（訂再版）』巖松堂書店  
 衆議院（1967）『第55回国会衆議院会議録第44号（一）』（昭和42年7月21日）  
 衆議院（1970a）『第63回国会衆議院会議録第6号』（昭和45年3月2日）  
 衆議院（1970b）『第63回国会衆議院会議録第19号（一）』（昭和45年4月10日）  
 衆院文教委（1970a）『第63回国会衆議院文教委員会会議録第5号』（昭和45年3月11日）  
 衆院文教委（1970b）『第63回国会衆議院文教委員会会議録第7号』（昭和45年3月18日）  
 衆院文教委（1970c）『第63回国会衆議院文教委員会会議録第8号』（昭和45年3月20日）  
 衆院文教委（1970d）『第63回国会衆議院文教委員会会議録第11号』（昭和45年4月8日）  
 衆院文教委（1970e）『第63回国会衆議院文教委員会会議録第12号』（昭和45年4月9日）  
 衆院文教委小委（1970a）『第63回国会衆議院文教委員会著作権法案審査小委員会会議録第3号』（昭和45年3月27日）  
 衆院文教委小委（1970b）『第63回国会衆議院文教委員会著作権法案審査小委員会会議録第5号』（昭和45年4月2日）  
 山本桂一（1969）『著作権法』有斐閣

#### 粟生田 弓（あおた・ゆみ）

【専門】写真史

【主たる著書・論文】

著書『写真をアートにした男 石原悦郎とツァイト・フォト・サロン』（小学館、2016年）

小林杏との共編著『1985/写真がアートになったとき』（青弓社、2014年）

論文「日本写真における雑誌からオリジナル・プリントへのメディア変遷—ギャラリスト・石原悦郎と書簡のアーカイビングを通じて」（公益財団法人DNP文化振興財団、2023年、20-33頁）

【所属】東京大学大学院情報学環

【所属学会】日本映像学会、日本メディア学会

#### 酒井 麻千子（さかい・まちこ）

【専門】情報法・著作権法

【主たる著書・論文】

・酒井麻千子「『視覚メディア』の多様性と『複製』概念への影響—19～20世紀前半日独著作権法における複製作品の保護に関する議論を対象に」著作権研究49号（近刊予定）

・酒井麻千子「写真の技術的特性に対する意識—被写体の決定と創作性判断をめぐる議論」田村善之・山根崇邦（編著）『知財のフロンティア 第1巻』（勁草書房、2021年）263-283頁

・酒井麻千子「18世紀後半～19世紀前半における絵画の複製と著作権—ドイツ（プロイセン）での議論を中心に—」著作権情報センター（CRIC）編『第10回著作権・著作隣接権論文集』（著作権情報センター、2016年）1-23頁

【所属】東京大学大学院情報学環

【所属学会】著作権法学会、日本メディア学会、情報ネットワーク法学会

# Photography & Copyright, 1950-1970 : The Legislative Process and Photographers' Activities regarding the Term of Copyright Protection for Photographic Works in the Comprehensive Reform of the Japanese Copyright Law

Yumi Aota\*, Machiko Sakai\*

This article examines the legislative process of the provision on the term of copyright protection for photographic works in the comprehensive reform of the Japanese Copyright Act to find out the intentions of the law drafters and shows how photographers reacted to this legislative process and developed their arguments.

We find that law drafters and copyright scholars agreed that the term of copyright protection for photographs should be shorter than that for general works because photos are created by “mechanical and chemical processes” and do not deserve the same protection as general works. In the legislative process, particularly during the parliamentary deliberations, some suggested that “artistic photos” could be granted the same protection as general works. However, photographers responded that artistic and documentary qualities are indistinguishable in photography. Photographers also argued that using the camera was the same as using an auxiliary device in creating a work of art, so photography should be protected like other general works.

---

\* Interfaculty Initiative in Information Studies, the University of Tokyo

Key Words : photography, the Japanese Copyright Law, terms of protection, JAPAN PHOTOGRAPHERS SOCIETY,  
Japanese photography history